

避難確保計画の作成について

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

近年、気候変動に伴い、災害の頻発化・激甚化の傾向が懸念されています。沖縄地方は最盛期の台風の通り道にあり、暴風雨、高潮、浸水、土砂災害など大きな被害をもたらす可能性があるため、**風水害への事前の備えが重要**となります。



要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、「水防法」及び「土砂災害防止法」が平成29年6月に改正され、被災のおそれのある地域では、**要配慮者利用施設等の管理者等による「避難確保計画」の作成と、訓練の実施が義務**となりました。

県内の災害事例（写真上：中城村、下：那覇市）

＜避難確保計画の主な内容＞

①計画の目的	避難確保計画の作成目的と訓練への活用、必要に応じて見直しを行うこと等について記載します。
②計画の報告	計画を新たに作成した場合、または、見直し・修正をした場合に町長へ報告することについて記載します。
③計画の適用範囲	誰が避難確保計画の適用対象となるのか、また施設の状況について記載します。
④防災体制	対象となる災害別に、避難行動の判断時期や活動内容、対応者について記載します。 例えば、浸水想定区域内に施設が所在している場合、 警戒レベル3「高齢者等避難」が発令されたタイミングで、要配慮者の避難誘導を開始する よう記載します。
⑤情報収集・伝達	大雨が予測されるときは、テレビやラジオ、スマートフォン等の情報機器を使用し、気象情報や避難情報を集め、職員（施設状況に応じ利用者にも）に共有してください。
⑥避難誘導	避難場所や移動距離、移動手段、避難に要する時間を記載します。
⑦避難の確保を図るための施設の整備	情報収集や避難誘導に使用する資機材について、保管状況を把握し、適切に管理するよう努めます。
⑧防災教育・訓練の取組	年1回以上の訓練の実施を避難確保計画に記載します。
⑨施設周辺の避難地図	避難先としている場所までの経路図を作成します。 ハザードマップを確認のうえ、実際に道を歩き（移動し）できるだけ安全な経路を検討してください。



避難確保計画を作成した後の流れ

避難確保計画は、「様式」に記入またはデータに直接入力いただくだけで、簡単に作成できます！

①避難確保計画の作成

- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

②町長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、その計画を**町長へ報告**する必要があります。

③避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、利用者など**多くの方々が訓練に参加**することで、**より効果が高まります**。

- 訓練を実施した後には、「**訓練実施報告書**」を提出してください。

ポイント！

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務**となりました。※市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

要配慮者利用施設

とは…
社会福祉施設、学校、医療施設
その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| (社会福祉施設) | (医療施設) |
| ・老人福祉施設 | ・児童福祉施設 |
| ・有料老人ホーム | ・障害児通所支援事業の用に供する施設 |
| ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 | ・児童自立生活援助事業の用に供する施設 |
| ・身体障害者社会参加支援施設 | ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設 |
| ・障害者支援施設 | ・子育て短期支援事業の用に供する施設 |
| ・地域活動支援センター | ・一時預かり事業の用に供する施設 |
| ・福祉ホーム | ・児童相談所 |
| ・障害福祉サービス事業の用に供する施設 | ・母子・父子福祉施設 |
| ・保護施設 | ・母子健康包括支援センター 等 |

※義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

お問い合わせ先

南風原町 総務部 総務課

住所：〒901-1195 沖縄県島尻郡南風原町字兼城686番地

TEL : 098-889-4415 FAX : 098-889-7657

E-Mail : H8894415@town.haebaru.okinawa.jp